

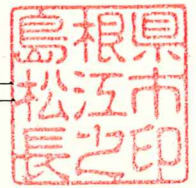
松江市告示第 29 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく松江市景観計画の一部を変更したいので、松江市景観条例（平成 19 年松江市条例第 37 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに松江市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁



1. 景観計画の案の名称

松江市景観計画の一部を変更する案（松江城景観形成基準の変更）

2. 景観計画の案の概要

松江市景観計画の松江城景観形成基準の変更

3. 景観計画の案の縦覧場所及び意見提出先

松江市まちづくり部建築審査課

4. 景観計画の案の縦覧の期間

令和 7 年 1 月 24 日（金）から令和 7 年 2 月 7 日（金）まで
（ただし、閉庁日、閉庁時間を除く。）